

特任教員の研究科担当等に関する申合せ

役員会決定

平成21年 7月21日

改正

平成21年11月17日

平成22年12月21日

平成26年 6月25日

平成28年 3月23日

平成28年12月27日

1. 趣旨

国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則第4条第1号に規定する常時勤務する特任教員（以下「特任教員」という。）で、教育研究に豊富な経験と高い実績を有する者に、専攻から研究科における講義担当や大学院学生の研究指導（以下「研究科担当」という。）を依頼することにより、特任教員と研究科との教育面での協力体制を構築し、本学の教育研究活動の一層の発展を図ることを目的として以下のことを申し合わせる。

2. 対象者

教育・研究プロジェクトを実施している特任教員で、専ら本学において教育研究活動に従事し、教育研究に豊富な経験と高い実績を有する者。

3. 特任教員が研究科担当となる場合の要件

- (1) 対象となる特任教員は、所定の申請手続きを経て認められた場合に、研究科担当となることができる。
- (2) 特任教員が研究科担当となることができる期間は、教育・研究プロジェクト実施期間内とする。

4. 申請手続きと審議

- (1) 対象となる特任教員に研究科担当を依頼する専攻は、特任教員の了解の下に、所定の申請書（別紙様式）及び研究科担当教員資格審査書を研究科長に提出する。
- (2) 研究科長は申請の内容について教授会で審議し、研究科担当教員資格審査内規等に基づく資格審査を行い、妥当と判断した場合には、教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

5. 特任教員の専攻会議等への参加

研究科担当資格を得た特任教員は、当該専攻等の専攻会議に出席することができる。ただし、人事、予算、組織等の重要事項に関する審議には加わらない。

別紙様式

平成 年 月 日

研究科長 殿

専攻名
専攻長等氏名

印

特任教員の研究科担当に関する申請書

特任教員に研究科担当を依頼したいので、申請いたします。

記

- 1 職 名： 1) 特任教授 2) 特任准教授 3) 特任助教
- 2 氏 名：
- 3 教育・研究プロジェクト名：
- 4 教育・研究プロジェクト実施期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 依頼する研究科担当：

※上記1の項目は、該当するものに○を付すこと。